○国土交通省告示第百十四号

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成二十六年国土交通省告示第千百七号）第七条の規定により、同告示第五条第二項第四号及び第五号に掲げる事項の変更の届け出があったので、同告示第十四条第一項第三号の規定により、公示する。

平成二十九年二月二十二日　国土交通大臣　石井　啓一

一　次の登録番号の資格付与事業又は事務を行う者（法人）の代表者の氏名を「川島　毅」から「高橋　重雄」に変更する。

・品確技資第五号
・品確技資第四十七号
・品確技資第四十八号
・品確技資第四十九号
・品確技資第五十号
・品確技資第百三十八号
・品確技資第百五十三号

二　次の登録番号の資格付与事業又は事務を行う者（法人）の代表者の氏名を「廣瀬　典昭」から「田代　民治」に変更する。

・品確技資第七号
・品確技資第八号
・品確技資第十五号
・品確技資第十六号
・品確技資第二十二号
・品確技資第三十一号
・品確技資第三十二号
・品確技資第三十九号
・品確技資第八十六号
・品確技資第八十七号
・品確技資第九十四号
・品確技資第百十八号
・品確技資第百二十八号
・品確技資第百二十九号
・品確技資第百三十二号
・品確技資第百三十三号
・品確技資第百四十号
・品確技資第百四十四号
・品確技資第百四十六号

三　次の登録番号の資格付与事業又は事務を行う者（法人）の住所及び資格付与事業又は事務を行う事務所の所在地を「東京都新宿区四谷三ノ二ノ一」から「東京都中央区日本橋三ノ十五ノ八アミノ酸会館ビル三階」に変更する。

・品確技資第十三号
・品確技資第十四号
・品確技資第二十一号

四　次の登録番号の資格付与事業又は事務を行う者（法人）の代表者の氏名を「三橋　博三」から「丸山　久一」に変更する。

・品確技資第三十三号
・品確技資第六十一号
・品確技資第七十号
・品確技資第八十二号
・品確技資第八十八号
・品確技資第九十五号
・品確技資第百六号
・品確技資第百十六号
・品確技資第百十七号
・品確技資第百二十一号
・品確技資第百二十六号

○国土交通省告示第百十五号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり登録検定機関の登録を更新したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十九年二月二十二日　国土交通大臣　石井　啓一

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検定機関の登録を更新した件

一　登録更新年月日　平成二十九年二月二十二日
二　登録番号　1
三　登録の更新を受けた検定機関の名称　一般財団法人日本船用品検定協会
四　住所　東京都千代田区紀尾井町三番三十二号
五　代表者の氏名　矢部　哲
六　検定を行う事業所の名称及び住所

名称	住所
東京支部	東京都千代田区紀尾井町3番32号
大阪支部	大阪府大阪市西区阿波座一丁目7番12号　東新ビル7階
北九州支部	福岡県北九州市小倉北区魚町一丁目4番21号　魚町センタービル5階

○国土交通省告示第百十六号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月二十二日　国土交通大臣　石井　啓一